

該当箇所	旧表記	新表記	内容
第1条 (定義)	<p>1.「本サービス」とは、当社が「eemoカーシェアリング」の名称で提供する、当社がステーションに保管しているカーシェアリング車両を会員に対して貸渡し、会員がこれを借り受けるシステムをいいます。</p> <p>2.「会員」とは、本約款および第2条第2項に定める本細則の内容を承認の上、本約款第4条に定める方法で本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認し、<u>会員資格を有している状態</u>をいいます。</p> <p>4.「カーシェアリング車両」とは、本サービスの提供にあたり、当社から会員に<u>貸渡</u>される車両をいいます。</p> <p>5.「ステーション」とは、カーシェアリング車両を会員に対して貸渡するための当社所定の場所をいいます。B5:B8</p> <p>13.「利用料金算出時間」とは、会員がカーシェアリング車両を予約した際の借受開始日時から貸渡契約が終了した時間の差により算出される時間をいいます。利用料金算出時間は、当社が料金表にて定める課金単位時間を下回る場合は切り上げます。</p>	<p>1.「本サービス」とは、当社が「eemoカーシェアリング」の名称で提供する、ステーションに保管しているカーシェアリング車両を会員に対して貸渡し、会員がこれを借り受けるシステムをいいます。</p> <p>2.「会員」とは、本約款および第2条第2項に定める本細則の内容を承認の上、本約款第4条に定める方法で本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認し、<u>会員</u>をいいます。</p> <p>4.「カーシェアリング車両」とは、本サービスの提供にあたり、当社から会員に<u>貸渡</u>される車両をいいます。</p> <p>5.「ステーション」とは、カーシェアリング車両を会員に対して貸渡するための当社所定の<u>貸渡場所</u>をいいます。</p> <p>13.「利用料金算出時間」とは、会員がカーシェアリング車両を予約した際の借受開始日時から貸渡契約が終了した時間の差により算出される時間をいいます。利用料金算出時間は、当社が料金表にて定める課金単位時間を下回る場合は切り上げます。</p> <p>16.「追加運転者」とは、貸渡契約を締結する会員以外に、当該貸渡契約の利用時間中にカーシェアリング車両を運転する会員のことをいいます。追加運転者は、借受条件の一部として指定されます。</p>	<p>文意の修正</p> <p>会員を定義する文言を修正</p> <p>文意の修正</p> <p>貸渡場所について明確化</p> <p>文意の修正</p>
第2条 (約款の適用)	<p>2.当社は、利用マニュアル等の細則（以下「本細則」とい）と、本約款と本細則を総称して「本約款」といいます。本約款と本細則の間に相違があるときは本約款が優先して適用されるものとします。なお、本約款および本細則に定めのない事項については、法令または一般の慣習に従うものとします</p>	<p>2.当社は、利用マニュアル等の細則（以下「本細則」とい）と、本約款と本細則を総称して「本約款」といいます。本約款と本細則の間に相違があるときは本約款が優先して適用されるものとします。なお、本約款および本細則に定めのない事項については、法令または一般の慣習に従うものとします。</p>	<p>サービス提供内容の変更等によって約款の改定が生じるため、明確化</p>
第4条 (入会)	<p>1.本サービスへの入会を希望する者は、サービスサイトの当社所定の事項を入力することにより、当社へ入会の申し込みをものとします。</p> <p>3.当社は、入会申込者が以下のいずれかに該当する場合は、入会を承認しないことがあります。</p> <p>3.(ウ)入会申込の際に入会申込者が決済手段として届けたクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされているとき、申込時において当該クレジットカードの利用が停止されているとき（利用限度額の超過等を含みますがこれに限られません）、または当社が承認したクレジットカード会社のものでないとき</p> <p>(エ)暴力団、暴力団員、暴力団関係団体およびそれらの関係者、またはその他の反社会的組織に属しているとき</p>	<p>1.本サービスへの入会を希望する者は、サービスサイトの当社所定の<u>必要事項</u>を入力することにより、当社へ入会の申し込みをものとします。</p> <p>3.当社は、入会申込者が以下の<u>各条</u>いずれかに該当する場合は、<u>その者</u>の入会を承認しないことがあります。</p> <p>(ウ)入会申込の際に入会申込者が決済手段として届けたクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされているとき、申込時において当該クレジットカードの利用が停止されているとき（利用限度額の超過等を含みますがこれに限られません）、または当社が承認したクレジットカード会社のものでないとき、<u>または入会申込者本人の同意ではないとき。</u></p> <p>(エ)暴力団、暴力団員、暴力団関係団体<u>若しくは</u>関係者、またはその他の反社会的組織に属している者（以下「<u>暴力団員等</u>」<u>若しくは</u>）である<u>と認められたとき、または暴力団、暴力団関係団体等の組織、運営に協力若しくは関係し、または暴力団員等と交流している事実が判明したとき。</u></p>	<p>文意の修正</p> <p>入会対象者の明確化</p> <p>クレジットカードの取扱いについて明確化</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、当社が利益供与を行わないことを明確化</p>
第7条 (退会)	<p>会員が退会をするときは、退会を希望する月の15日（当該日が金融機関の非営業日の場合は、前営業日）までに当社所定の方法により当社へ届けます。当社はその月の末日をもって退会を受理します。会員は、退会月末日までに発生する本サービス利用料の支払いその他の未履行債務を当社に支払うものとします。</p>	<p>会員が退会をするときは、退会を希望する月の15日（当該日が金融機関の非営業日の場合は、前営業日）までに当社所定の方法により当社へ届けます。当社はその月の末日をもって退会を受理します。会員は、退会月末日までに発生する本サービス利用料の支払いその他の未履行債務を当社に支払うものとします。<u>また、次条により会員資格が停止または取り消しとなった場合も同様とします。</u></p>	<p>退会の適用条件を明確化</p>
第8条 (会員資格の停止および取消)	<p>1.(エ)本サービス利用料、その他当社への支払いについて債務の履行を怠ったとき</p> <p>(サ)他の会員または第三者に著しく迷惑を及ぼす行為（カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損、カーシェアリング車両に備え付けられた商品の持ち去り、破壊、無断延長、カーシェアリング車両の乗り捨て、カーシェアリング車両へのペットの同乗等を含みますがこれに限ら<u>れません</u>）を行った当社が判断したとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>1.(エ)本サービス利用料、その他当社への支払いについて債務の履行を怠ったとき、<u>または支払を拒否したとき。</u></p> <p>1.(サ)他の会員または第三者に著しく迷惑を及ぼす行為（カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損、カーシェアリング車両に備え付けられた商品の持ち去り、破壊、無断延長、カーシェアリング車両の乗り捨て、カーシェアリング車両へのペットの同乗等を含みますがこれに限ら<u>ない</u>）を行った当社が判断したとき。</p> <p>1.(イ)本サービス中に<u>複数回の事故を起こした場合、悪質性が高いと判断される運転を行った場合等、安全管理上、当社が本サービスを提供すべきでない</u>と判断したとき。</p> <p>(以下、号が繰り下がります。)</p> <p>1.(イ)第20条の旨に定める禁止行為を行ったとき。</p>	<p>会員資格の停止・取消となる基準を明確化</p> <p>文言の一部修正</p> <p>当社、他の会員が不利益を被る危険行為についての会員資格の取扱いについて、明確化します</p> <p>会員資格の停止・取消となる基準を明確化</p>
第9条 (保証事項)	<p>1.会員は、カーシェアリング車両の借受に際して、以下の事項を当社に保証するものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>2.当社は、会員が前項各号に反することが判明した場合には、予約の拒絶または予約の取消し、貸渡契約の締結を拒絶または貸渡契約の解除をすることができるものとします。</p>	<p>1.会員は、カーシェアリング車両の借受に際して、<u>会員及び追加運転者に関して</u>、以下の事項を当社に保証するものとします。</p> <p>1.(イ)予約をした会員または追加運転者として借受条件にて指定された会員以外の方にカーシェアリング車両を運転させないこと。</p> <p>(以下、号が繰り下がります。)</p> <p>2.当社は、会員または追加運転者が前項各号に反することが判明した場合には、予約の拒絶または予約の取消し、貸渡契約の締結を拒絶または貸渡契約の解除をすることができるものとします。</p>	<p>第1条第16項の新設のため、対象者の範囲を修正</p> <p>第1条第16項の新設により、貸渡条件を追記</p> <p>第1条第16項の新設のため、対象者の範囲を修正</p>
第10条 (ID・パスワード等に関する承認事項)	<p>第10条 (ID等に関する承認事項)</p> <p>1.会員は、当社から付与されたID等を第三者に使用させたり、貸与または譲渡することとはできません。また、<u>会員はID等の使用および管理について一切の責任を負うものとします。</u></p> <p>3.会員は、IDならびにそのパスワード等が盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、ただちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。</p> <p>(ア)電話、電子メール等の手段で当社から会員に連絡できない場合。</p>	<p>第10条 (ID・パスワード等に関する承認事項)</p> <p>1.会員は、当社から付与されたIDならびにそのパスワード等を<u>善良な管理者の注意義務をもって管理・使用するものとし、第三者に使用させたり、貸与または譲渡することとはできません。</u></p> <p>3.会員は、IDならびにそのパスワード等が盗獲、<u>または第三者に使用されていることが判明した場合には、ただちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うもの</u>とします。</p> <p>4.(ア)電話、電子メール等の手段で当社から会員と連絡がとれない場合。</p>	<p>対象範囲の明確化</p> <p>ID・パスワード等の取扱いを明確化</p> <p>文意の修正</p> <p>同上</p>
第12条 (予約申込)	<p>(新設)</p>	<p>8.貸渡契約を締結する会員以外に追加運転者がカーシェアリング車両を運転する場合には、<u>会員または追加運転者が予約の申し込み時、当社に対して追加運転者を届け出たものとする。</u></p>	<p>第1条第16項の新設により、貸渡条件を追記</p>
第13条 (貸渡)	<p>1.前条に基づき行われる貸渡の予約は、会員自らが当社所定の貸渡手続を行うことで完了し、これをもって貸渡契約が成立するものとします。</p> <p>2.カーシェアリング車両の運転は予約をした会員が行うものとし、会員はそれ以外の方にカーシェアリング車両を運転させなければならないものとします。</p>	<p>1.前条に基づき行われる貸渡の予約は、<u>予約をした</u>会員自らが当社所定の貸渡手続を行うことで完了し、これをもって貸渡契約が成立するものとします。</p> <p>2.カーシェアリング車両の運転は、予約をした会員<u>または追加運転者</u>が行うものとし、会員はそれ以外の方にカーシェアリング車両を運転させなければならないものとします。<u>また、追加運転者が運転する場合は、予約をした会員本人の管理下でのみ運転ができ、予約をした会員は常にカーシェアリング車両の管理を行うものとします。</u></p>	<p>貸渡に関する当事者を明確化</p> <p>第1条第16項の新設により、貸渡条件を追記</p>
第15条 (返還)	<p>4.会員は、カーシェアリング車両の返還にあたり、電池残量および通常の使用による磨耗を除き、借り受けた時の状態と同等で返還するものとし、会員の責に帰すべき事由によってカーシェアリング車両の汚損、損傷、備品の汚損、損傷、紛失等が発生した場合には、カーシェアリング車両を借り受けた時の状態に回復するために要する一切の費用は会員が負担するものとします。</p> <p>5.会員は、カーシェアリング車両の返還時に、カーシェアリング車両に損傷等が生じていないか点検し、損傷等を見つけた場合は、ただちに当社所定の連絡先へ<u>報告</u>するものとします。</p>	<p>4.会員は、カーシェアリング車両の返還にあたり、<u>車両の</u>電池残量および通常の使用による磨耗を除き、借り受けた時の状態と同等で返還するものとし、会員の責に帰すべき事由によってカーシェアリング車両の汚損、損傷、備品の汚損、損傷、紛失等が発生した場合には、カーシェアリング車両を借り受けた時の状態に回復するために要する一切の費用は会員が負担するものとします。</p> <p>5.会員は、カーシェアリング車両の返還時に、カーシェアリング車両に損傷等が生じていないか点検し、損傷等を見つけた場合は、ただちに当社所定の連絡先へ<u>報告</u>するものとします。</p>	<p>文意の修正</p> <p>同上</p>
第16条 (残置物の取扱い)	<p>2.当社は原則として返還されたカーシェアリング車両の中に残置物があるか否かの確認および残置物がある場合の回収は行わず、残置物を遺棄したことによって会員または同乗者その他の第三者に生じた損害について、<u>両者の賠償責任を負わない</u>ものとします。</p> <p>4.(イ)運転免許証、パスポート、クレジットカード（E T Cカードを含み、以下同じとします）、貨幣、紙幣、印紙、郵便切手、有価証券、金券、貴金属、携帯電話および<u>宝飾品</u>については、所轄の警察署に遺失物として届け出て引き渡します。ただし、届出が受理されない場合には、回収した日から3か月間保管し、その間に所有者の氏名および住所が判明した場合には当該所有者（クレジットカードについては発行会社）に引取りを催告します。そして、回収した日から3か月の間に所有者の氏名および住所が判明しなかったとき、または所有者から引取りの申出がないときは、<u>当該残置物を廃棄</u>します。</p>	<p>2.本人のステーションにおいてカーシェアリング車両の貸渡し及び返還が行われる本サービスの性質上、当社は「原則」として返還されたカーシェアリング車両の中に残置物があるか否かの確認および残置物がある場合の回収は行わず、残置物を遺棄したことによって会員または同乗者その他の第三者に生じた損害について、<u>会員がその責を負うもの</u>とします。</p> <p>4.(イ)運転免許証、パスポート、<u>キャッシュカード</u>、クレジットカード（E T Cカードを含み、以下同じとします）、貨幣、紙幣、印紙、郵便切手、有価証券、金券、貴金属、<u>時計</u>、携帯電話、<u>パソコン等の電子機器</u>、および<u>宝飾品</u>については、所轄の警察署に遺失物として届け出て引き渡します。ただし、届出が受理されない場合には、回収した日から3か月間保管し、その間に所有者の氏名および住所が判明した場合には当該所有者（クレジットカードについては発行会社）に引取りを催告します。そして、回収した日から3か月の間に所有者の氏名および住所が判明しなかったとき、または所有者から引取りの申出がないときは、<u>当該残置物を廃棄</u>します。</p>	<p>残置物の責任所在について明確化</p> <p>対象となる残置物の追加と、文意の明確化</p>
第20条 (禁止行為)	<p>(イ)カーシェアリング車両を予約を行った会員以外の方に使用させ、もしくは転貸し、または他に担保に供する等当該車両の権利侵害、または事業の障害となる一切の行為をすること。</p>	<p>(イ)カーシェアリング車両を予約した会員以外の方に、<u>または会員であっても第12条第8項に定める追加運転者を登録していない</u>者に使用させ、もしくは転貸し、または他に担保に供する等当該車両の権利侵害、または事業の障害となる一切の行為をすること。</p>	<p>第1条第16項の新設、および第12条第8項修正のため、対象者の範囲を明確化</p>
第21条 (充電)	<p>1.(エ)借受時の充電状態が満充電とはならず、利用時間中に充電が必要となる可能性があることに承諾すること。また、その場合の充電に要する時間利用時間に含まれることを承諾すること。</p> <p>1.(オ)車両の特性として、運転方法、走行状況、エアコンやカーナビゲーションシステム等の機器の使用状況により、想定走行可能距離が変動することを認識し、<u>自己の責任で充電を行うこと</u></p> <p>1.(ウ)利用時間中に充電が完了できなくなり、レッカー移動や充電作業等が必要となった場合、その費用を会員が負担すること</p>	<p>1.(エ)借受時の車両の充電状態が満充電とはならず、<u>会員の</u>利用時間中に充電が必要となる可能性があることに承諾すること。また、その場合の充電に要する時間利用時間に含まれることを承諾すること。</p> <p>1.(オ)車両の特性として、運転方法、走行状況、エアコンやカーナビゲーションシステム等の機器の使用状況により、想定走行可能距離が変動することを認識し、<u>会員の自己の責任において</u>充電を行うこと。</p> <p>1.(ウ)利用時間中に充電が完了できなくなり、<u>車両が走行不能となった場合、レッカー等での車両の移動や充電作業等が必要となった場合、その費用を会員が負担すること</u></p>	<p>第1条の変更に合わせて修正いたします</p> <p>当事者性について明確化</p> <p>文意の修正</p>

<p>第28条（駐車違反および速度違反の場合の措置等）</p> <p>2.当社は、警察からカーシェアリング車両の違法駐車連絡を受けたときは、会員に連絡し、速やかにカーシェアリング車両を移動させ、カーシェアリング車両の借受予定時間満了時は当社の指示するときに警備警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、会員はこれに従うものとします。なお、会員がこれらの指示に従わない場合、またはカーシェアリング車両が警察により移動された場合には、当社は何らの通知催告をすることなく貸渡契約を解約し、カーシェアリング車両を引き取ることができるものとします。</p>	<p>2.当社は、警察からカーシェアリング車両の違法駐車連絡を受けたときは、会員に連絡し、速やかにカーシェアリング車両を移動させ、カーシェアリング車両の借受予定時間満了時は当社の指示するときに警備警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、会員はこれに従うものとします。なお、会員がこれらの指示に従わない場合、またはカーシェアリング車両が警察により移動された場合には、当社は何らの通知催告をすることなく貸渡契約を解約し、カーシェアリング車両を引き取ることができるものとします。</p>	<p>2.当社は、警察からカーシェアリング車両の違法駐車連絡を受けたときは、会員に連絡し、速やかにカーシェアリング車両を移動させ、カーシェアリング車両の借受予定時間満了時は当社の指示するときに警備警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、会員はこれに従うものとします。なお、会員がこれらの指示に従わない場合、またはカーシェアリング車両が警察により移動された場合には、当社は何らの通知催告をすることなく貸渡契約を解約し、カーシェアリング車両を引き取ることができるものとします。警察から当該車両を利用中の会員の個人情報について開示を求められた場合には、当社は、警察の求めに応じて会員の個人情報を開示するものとし、会員はこれに同意するものとします。</p>	<p>警察から情報開示請求がなされた場合の対応方法について明確化</p>
<p>3.当社は、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書および納付書・領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで会員に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は会員に対し、違法駐車した事実、および警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自署するよう求め、会員はこれに従うものとします。</p>	<p>3.当社は、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書および納付書・領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで会員に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は会員に対し、違法駐車した事実、および警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます）に自署するよう求め、会員はこれに従うものとします。</p>	<p>3.当社は、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書および納付書・領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで会員に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は会員に対し、違法駐車した事実、および警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます）に自署するよう求め、会員はこれに従うものとします。</p>	<p>文意の修正</p>
<p>5.警察または当道府県公安委員会から当社に対し違法駐車連絡を受けた場合、当社は会員に対し、次項に定める駐車違反関係費用相当額の預り金の支払いを求めることができます。なお、会員が預り金を支払った場合において、当社が次項に定める放置違反金を納付するまでに、会員が違反処理を行った場合は、当社は預り金から当該駐車違反に伴う諸費用を差し引いた金額を会員に返還するものとします。</p>	<p>5.警察、または当道府県公安委員会から当社に対し違法駐車連絡を受けた場合、当社は会員に対し、次項に定める駐車違反関係費用相当額の預り金の支払いを求めることができます。なお、会員が預り金を支払った場合において、当社が次項に定める放置違反金を納付するまでに、会員が違反処理を行った場合は、当社は預り金から当該駐車違反に伴う諸費用を差し引いた金額を会員に返還するものとします。</p>	<p>5.警察、または当道府県公安委員会から当社に対し違法駐車連絡を受けた場合、当社は会員に対し、次項に定める駐車違反関係費用相当額の預り金の支払いを求めることができます。なお、会員が預り金を支払った場合において、当社が次項に定める放置違反金を納付するまでに、会員が違反処理を行った場合は、当社は預り金から当該駐車違反に伴う諸費用を差し引いた金額を会員に返還するものとします。</p>	<p>該条の修正</p>
<p>第36条（支払い方法）</p>	<p>1.会員は、本サービス利用料、および本サービスの利用に関連して会員が当社に対して負担する債務を、予め会員が当社に届け出たクレジットカードにより支払うものとします。</p>	<p>1.会員は、本サービス利用料、第28条5項に定める預り金、および本サービスの利用に関連して会員が当社に対して負担する債務を、予め会員が当社に届け出たクレジットカードにより支払うものとします。</p>	<p>第28条5項で定めた預り金の取扱いを明確化</p>
<p>4.本サービス利用料等、本サービスの利用に関連して会員が当社に対して負担する債務の支払遅延が複数発生した場合は、その後の完済の有無にかかわらず、当社は、当該会員の会員資格の停止または取消を行うことができますものとします。</p>	<p>4.本サービス利用料等、本サービスの利用に関連して会員が当社に対して負担する債務の支払遅延が複数発生した場合は、その後の完済の有無にかかわらず、当社は、当該会員の会員資格の停止または取消を行うことができますものとします。</p>	<p>4.本サービス利用料等、本サービスの利用に関連して会員が当社に対して負担する債務の支払遅延が複数発生した場合は、その後の完済の有無にかかわらず、当社は、当該会員の会員資格の停止または取消を行うことができますものとします。</p>	<p>文意の修正</p>
<p>第40条（個人情報の取り扱い）</p>	<p>1.(ア)会員の会員資格等の確認、本人認証、貸渡の予約・実績等の管理、貸渡料金等の決済、自動車事故または車両トラブル発生時等の盗盗、車両管理および損害保険対応、その他会員に対する本サービスの提供。</p>	<p>1.(ア)会員の会員資格等の確認、本人認証、貸渡の予約・実績等の管理、貸渡料金等の決済、自動車事故または車両トラブル発生時等の車車体確認、車両管理および損害保険対応、その他会員に対する本サービスの提供。</p>	<p>同上</p>
<p>3.(ウ)カーシェアリング車両に係る事故または車両トラブル等が発生した場合に、損害保険対応等のため、引受損害保険会社等に会員の個人情報および事故に関する情報を提供する場合</p>	<p>3.(ウ)カーシェアリング車両に係る事故または車両トラブル等が発生した場合に、損害保険対応等のため、引受損害保険会社等に会員の個人情報および事故に関する情報を提供する場合</p>	<p>3.(ウ)カーシェアリング車両に係る事故または車両トラブル等が発生した場合に、警察による捜査損害保険対応等のため、引受損害保険会社等に会員の個人情報および事故に関する情報を提供する場合。</p>	<p>法執行機関による情報開示を明確化</p>
<p>第41条（GPS機能）</p>	<p>(イ)第18条第1項に該当する場合その他本サービスの管理のために、カーシェアリング車両の位置情報をGPS機能を利用して開示することにより確認が必要であると当社が判断した場合</p>	<p>(イ)第18条第1項に該当する場合その他本サービスの管理のために、カーシェアリング車両の現在位置現在位置、通行経路等の通行経路等の情報を、GPS機能により確認が必要であると当社が判断した場合。</p>	<p>GPSの確認情報を明確化</p>
<p>(エ)会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、匿名匿名会員その他の顧客の満足のためのマーケティング分析に利用する場合</p>	<p>(エ)会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、匿名会員その他の顧客の満足のためのマーケティング分析に利用する場合。</p>	<p>(エ)会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、匿名会員その他の顧客の満足のためのマーケティング分析に利用する場合。</p>	<p>文意の修正</p>
<p>(オ)法令や政府機関等により開示が要求された場合</p>	<p>(オ)法令や政府機関等により開示が要求された場合</p>	<p>(オ)法令に基づき、警察または政府機関等により情報情報開示を要求された場合。</p>	<p>情報開示請求を受けた際の取扱いを明確化</p>
<p>(新設)</p>	<p>(エ)ドライブレコーダーに記録された事故等の記録情報を基に、会員その他の顧客等へ安全運転などの啓蒙活動を行うために利用する場合。</p>	<p>(エ)ドライブレコーダーに記録された事故等の記録情報を基に、会員その他の顧客等へ安全運転などの啓蒙活動を行うために利用する場合。</p>	<p>ドライブレコーダーに記録された情報の二次活用について明確化</p>
<p>(以下、号が繰り下がります)</p>	<p>(以下、号が繰り下がります)</p>	<p>(以下、号が繰り下がります)</p>	<p></p>
<p>(エ)法令または政府機関等により開示が要求された場合。</p>	<p>(エ)法令または政府機関等により開示が要求された場合。</p>	<p>(オ)法令に基づき、警察または政府機関等により情報情報開示を要求された場合。</p>	<p>情報開示に関する内容の明確化</p>